

# 新潟県柏崎市新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給 金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営安定に支障を生じている中小企業者等を緊急に支援するため、新潟県セーフティネット資金融資要綱(平成15年4月1日制定。以下「県要綱」という。)第7条第2項の表第7項の規定に基づく融資(以下「県融資」という。)を受けた者に対し、予算の範囲内で当該融資に係る利子について利子補給金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の期間)

第2条 利子補給金の交付対象となる期間は、令和2年2月28日以後に市内金融機関から県融資の貸付けを受けた日から2年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、利子補給金の交付対象期間において次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該各号に定める日を利子補給金の交付期間の終期とする。

- (1) 事業所を市外に移転した場合 移転した日
- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (3) 償還を怠った場合 約定に従い償還をした最後の日
- (4) 事業を休止又は廃止した場合 休止又は廃止した日

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年2月28日以後に県融資を受け、当該融資に係る利子を支払っていること。
- (2) 市内において事業所を有していること。
- (3) 市税を完納していること。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の交付の対象は、1,000万円(県融資額が1,

000万円に満たないときは、当該融資額)を上限とする。

2 利子補給金の額は、前項に規定する交付対象額に係る毎年1月1日から12月31日までの間に金融機関に支払った利子額(償還の遅延に係る利子支払額を除く。)に利子補給利率を乗じ、県融資の利率で除して得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 前項の利子補給利率は、年1.0パーセントとする。

(利子補給の適格認定申請)

第5条 利子補給金の適格認定を受けようとする者は、市内金融機関から県融資が実行された後、速やかに柏崎市新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金適格認定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 県融資の償還予定表の写し
- (2) 市税完納証明書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(利子補給の適格性の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、適格又は不適格の認定を、柏崎市新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付適格(不適格)認定書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(利子補給の申請)

第7条 前条の適格認定を受けた者で、利子補給金の交付を受けようとする者は、毎年1月1日から12月31日までの期間に係るものについて、翌年1月末日までに柏崎市新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付申請書兼実績報告書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

- (1) 補助金振込先が確認できる通帳等の写し
- (2) 市税完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利子補給の決定及び額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、交付の場合にあっては交付決定及び額の確定を、不交付の場合にあっては不交付決定を、柏崎市新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（別記第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

（利子補給の取消し及び返還）

第 9 条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付の決定を受けたとき。

(2) 県融資を他の目的に使用したとき。

(3) 金融機関との約定による償還計画に基づき元金又は利子を期日までに支払わなかったとき。

(4) 重大な法令違反により公序良俗に反することが明らかになったとき。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和 2 年 2 月 28 日から適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、利子補給金の支払いについては、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から実施する。ただし、第 1 条の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。